

緋地法律事務所 弁護士報酬一覧表

※金額の表記は全て税抜きである。

事務の種別	報酬の種類	報酬の額	備考
【法律相談等】			
1	法律相談（ <u>法人その他の団体</u> （消費者と同視すべき団体を除く）及び <u>個人事業主</u> による相談（個人事業主においては業務に関する相談に限る））	法律相談料	最初の 30 分 10,000 円 それ以降 15 分ごとに 5,000 円
2	上記 1 以外の法律相談		最初の 30 分 5,000 円 それ以降 15 分ごとに 2,500 円
3	法律顧問	顧問料	別表 2 の通り
4	ホームロイヤー	顧問料	月額 5,000 円
5	書面による鑑定	鑑定料	10 万円～
【民事事件】			
1	民事事件一般	着手金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下 経済的利益の 8% 300 万円を超え 3000 万円以下 5%+9 万円 3000 万円を超え 3 億円以下 3%+69 万円 3 億円を超える 2%+369 万円
		成功報酬	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下 経済的利益の 16% 300 万円を超え 3000 万円以下 10%+18 万円 3000 万円を超え 3 億円以下 6%+138 万円

			申立の却下または介入権の認容 借地権の額の 1/2 を経済的 利益の額として 1 を適用 賃料の増額の認容 賃料増額分の 7 年分を経済 的利益の額として 1 を適用 財産上の給付の認容 財産上の給付額を経済的 利益の額として 1 を適用	
6	保全命令申立事件等	着手金	(原則) 1 の着手金の 1/2 (例外) 審尋又は口頭弁論を経た ときは、1 の着手金の 2/3	
		成功報酬	事件が重大又は複雑なとき 1 の成功報酬の 1/4 審尋または口頭弁論を経たとき 1 の成功報酬の 1/3 本案の目的を達したとき 1 の成功報酬に準じて 受け取ることができる	
7	民事執行事件	民事執行事件		
		着手金	1 の着手金の 1/2	
		成功報酬	1 の成功報酬の 1/4	
		執行停止事件		
		着手金	1 の着手金の 1/2	
		成功報酬	事件が重大または複雑なとき 1 の成功報酬の 1/4	
8	破産 特別清算 会社更生	着手金	事業者の自己破産 50 万円～ 非事業者の自己破産 30 万円～ 自己破産以外の破産 50 万円～ 特別清算 100 万円～ 会社更生 200 万円～	
		成功報酬	1 に準ずる	
9	民事再生	着手金	事業者 100 万円～ 非事業者 30 万円～ 小規模個人及び給与所得者等 20 万円～	

		執務報酬	月額3万円～	
		成功報酬	1に準ずる	
10	任意整理	着手金	事業者の任意整理 50万円～ 非事業者の任意整理 20万円～	
		成功報酬	<p>(1) 事件が清算により終了したとき</p> <p>ア 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額が</p> <p>500万円以下 15%</p> <p>500万円を超え1000万円以下 10%+25万円</p> <p>1000万円を超え5000万円以下 8%+45万円</p> <p>5000万円を超え1億円以下 6%+145万円</p> <p>1億円を超える 5%+245万円</p> <p>イ 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額が</p> <p>5000万円以下 3%</p> <p>5000万円を超え1億円以下 2%+50万円</p> <p>1億円を超える 1%+150万円</p> <p>(2) 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したとき</p> <p>8又は9に準ずる</p> <p>(3) 事件の処理について裁判上の手続きを要したときは、上記(1)、(2)に定めるほか、相応の報酬を得ることができる</p>	
11	発信者情報開示請求	着手金	15万円～	
12	投稿削除請求	着手金	15万円～	

【行政事件】					
1	行政訴訟	着手金	民事事件の1に準ずる		
		成功報酬			
2	行政上の不服申立（異議申立て、審査請求、再審査請求等）	着手金	1の2/3		
		成功報酬			
【刑事事件】					
1	起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件 ※初犯かつ軽微事案で情状弁護の場合など	着手金	20万円～50万円		
		成功報酬	起訴前		
			不起訴 求略式命令	20万円～50万円 ～50万円	
			起訴後		
		刑の執行猶予 求刑された刑が減刑された場合	20万円～50万円 ～50万円		
2	起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金	40万円～		
		成功報酬	起訴前		
			不起訴 求略式命令	40万円～ 20万円～	
			起訴後		
		無罪 刑の執行猶予 求刑された刑が減刑された場合 検察官上訴が棄却された場合	60万円～ 40万円～ 20万円～ 40万円～		
3	再審請求事件	着手金	50万円～		
		成功報酬	50万円～		
4	保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立て	着手金	10万円～		
		成功報酬			
5	告訴、告発、検察審査の	着手金	10万円～		

	申立て、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続き	成功報酬		
【少年事件】				
	1 家庭裁判所送致前及び送致後	着手金		30万円～
	2 抗告、再抗告及び保護処分の取消し	成功報酬	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 その他	30万円～ 20万円～
【裁判上の手数料】				
1	証拠保全	手数料		30万円～
2	即決和解	同上	(1) 示談交渉を要しない場合 経済的利益の額が 300万円以下 10万円 300万円を超え3000万円以下 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下 0.5%+22万円 3億円を超える 0.3%+82万円 (2) 示談交渉を要する場合 民事事件の1、3、5による	
3	公示催告	同上	2の(1)示談交渉を要しない場合と同額	
4	破産等における債権届出	同上		5万円～
【裁判外の手数料】				
1	法律関係及び事実関係の調査	手数料		5万円～
2	契約書類及びこれに準ずる書類の内容審査	同上	(1) 定型的なもの (2) 非定型的なもの	3万円～ 5万円～
3	契約書類及びこれに準ずる書類の作成	同上	(1) 定型的なもの	5万円～

			<u>(2) 非定型的なもの</u> 10万円～ <u>(3) 公正証書にする場合</u> 上記に3万円を加算	
4	内容証明郵便の作成	同上	<u>(1) 弁護士名の表示なし</u> 3万円～ <u>(2) 弁護士名の表示あり</u> 5万円～	
5	遺言書作成	同上	<u>(1) 定型的なもの</u> 10万円～ <u>(2) 非定型的なもの</u> 20万円～ <u>(3) 公正証書にする場合</u> 上記に3万円を加算	
6	遺言執行	同上	<u>(1) 基本</u> 経済的利益の額が 300万円以下 30万円 300万円を超え3000万円以下 2%+24万円 3000万円を超え3億円以下 1%+54万円 3億円を超える 0.5%+204万円 <u>(2) 特に複雑又は特殊な事情がある場合</u> 協議により上記(1)を増額 <u>(3) 遺言執行に裁判手続きを要する場合</u> 当該手続きに応じた弁護士 報酬を別途請求できる。	
7	会社設立等	同上	資本額若しくは総資産額のうち高い 額又は増減資額が 1000万円以下 4% 1000万円を超え2000万円以下 3%+10万円 2000万円を超え1億円以下	

			<p>2%+30万円</p> <p>1億円を超え2億円以下</p> <p>1%+130万円</p> <p>2億円を超え20億円以下</p> <p>0.5%+230万円</p> <p>20億円を超える</p> <p>0.3%+630万円</p>	
7	会社設立以外の登記申請等	同上	5万円～	
8	株主総会等指導	同上	10万円～	
9	現物出資等証明	同上	20万円～	
10	簡易な自賠償請求	同上	<p>給付金額が</p> <p>150万円以下 3万円</p> <p>150万円を超える 給付金額の2%</p>	
11	任意後見及び財産管理等	同上	<p><u>(1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他の事情等を調査する場合</u></p> <p>1に準ずる</p> <p><u>(2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬</u></p> <p>ア 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合</p> <p>月額 5,000円～</p> <p>イ 上記アに加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合</p> <p>月額 30,000円～</p> <p><u>(3) 契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合</u></p> <p>1回あたり 5,000円～</p>	
12	その他	日当	<p>移動時間が</p> <p>往復2時間以上4時間以下</p>	

			3万円以上5万円以下 往復4時間を超える 5万円以上10万円以下	
--	--	--	--	--

別表1（用語の定義）

	用語	定義	備考
①	法律相談	特定の者が、社会生活上の問題について弁護士に相談し、 弁護士がこれに対して助言等を行うこと	
②	個人事業主	収入の多寡を問わず、事業所得（所得税法27条1項）、 不動産所得（同26条1項）、山林所得（同32条1項）及 び雑所得（同35条1項）を得るべき業務を行う者（給与 所得と併せて当該業務を行うものも含む）	
②	法律顧問	弁護士が、特定の者との間の契約に基づき、法律相談等の 継続的な役務を提供すること	
③	ホームロイヤー	法律顧問のうち、契約の相手方が法人その他の団体及び 個人事業主のいずれにも該当しないもの	

別表2（顧問料）

	事業規模	顧問料	備考
①	個人事業主（従業員なし） 勤務医（法人の理事、院長クラス以上を除く）	10,000円	
②	会社・その他法人・団体（役員2名まで、従業員なし）	20,000円	
③	個人事業主（従業員3名まで） 勤務医（法人の理事、院長クラス以上）	30,000円	
④	会社・その他法人・団体（従業員3名まで）	40,000円	
⑤	上記以外	50,000円 ～	

別表3（民事最低着手金）

	依頼者の属性	最低着手金の金額	備考
①	法人その他の団体及び個人事業主（消 費者と同視すべき者を除く）	20万円	
②	上記以外	10万円	